

地方独立行政法人市立秋田総合病院会計監査業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「法人」という。）は、令和7年度の貸借対照表の負債の部に計上される金額の合計が地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号。以下「令」という。）第7条第1項第2号に規定する金額以上となった場合は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、令和8年度の法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）および決算報告書について会計監査人の監査を受ける必要が生じる。また、法第36条の規定に基づき、当該会計監査人は法人の設立団体の長（秋田市長（以下「市長」という。））が選任する必要があるため、本市が公募型プロポーザル方式により会計監査人となる候補者を選定するもの。

2 会計監査人業務の概要

(1) 業務名

地方独立行政法人市立秋田総合病院会計監査業務

(2) 業務の内容

法第35条第1項の規定に基づく、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）および決算報告書についての監査の実施ならびに会計監査報告の作成

(3) 監査対象機関

地方独立行政法人市立秋田総合病院 秋田市川元松丘町4番30号

3 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、法第38条の規定に基づき選任の日以後最初に終了する事業年度（令和8年度）の財務諸表にかかる法第34条第1項の規定に基づく市長の承認の日までとする。ただし、令和9年度および令和10年度についても法第35条第1項の規定による会計監査人の監査が必要となった場合は、法第39条の規定により解任されもしくは本実施要領の「5 応募資格要件」を満たさなくなったなどの特段の事情がない限り、再度選任する方針とする。

4 監査契約の提案限度額

令和8年度、令和9年度および令和10年度

年額 14,960,000円（消費税額および地方消費税額を含む）

5 応募資格要件

応募者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。チームで応募する場合は、全ての構成員が要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこ

と

- (2) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと
- (3) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと
- (5) 国税および地方税に滞納がないこと
- (6) 公認会計士又は監査法人であり、法第37条第3項各号、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第4条その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと
- (7) 業務の対象となる会計年度の法人の会計に関与していないこと

6 応募資格確認基準日

本実施要領の「5 応募資格要件」の確認基準日は、提案書等の提出日とする。提案書等の提出から法人との契約締結までの期間に、同資格要件を満たさなくなった場合は失格とする。

7 公募・選定スケジュール

本プロポーザルの実施に係る主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

令和8年5月25日（月）	公募開始
令和8年6月1日（月）	質問の受付期限
令和8年6月5日（金）	質問に対する回答
令和8年6月12日（金）	参加表明書等の受付期限
令和8年6月16日（火）	提案書等提出者選定通知
令和8年6月22日（月）	提案書等の受付期限
令和8年7月上旬	プレゼンテーション審査評価の実施
令和8年7月中旬	選定結果の通知
令和8年7月下旬	市長による選任通知

8 質問および回答

本業務に関し質問がある場合は次の定めによるものとし、他の方法による質問は一切認めない。また、本業務に直接関係する質問にのみ回答するものとする。

- (1) 質問方法
電子メール（到達を電話で確認すること。）
- (2) 質問様式
質問書（様式1）

(3) 質問書提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時

(4) 送 信 先

秋田市福祉保健部福祉総務課メールボックス ro-wfmn@city.akita.lg.jp

(5) 回答方法

質問と回答は、6月5日（金）までの間に随時、秋田市公式ホームページに掲載し、提案書等の受付期限まで公開する。

9 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加表明書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式2）

イ 委任状（様式3）※チームで応募する場合

ウ 応募者の概要（様式4）

エ 業務実績（様式5）および業務の履行を確認できる書類（契約書等）の写し

オ 誓約書（様式6）

カ 法人登記事項証明書

・参加表明日前3か月以内に発行されたもの。写し可。

キ 国税（法人税、消費税および地方消費税）に滞納がないことを証明する書類

・参加表明日前3か月以内に税務署で発行されたもの。写し可。

ク 地方税（都道府県税）に滞納がないことを証明する書類

・参加表明日前3か月以内に事業所が所在する都道府県で発行されたもの。写し可。

ケ 地方税（市町村税）に滞納がないことを証明する書類

・参加表明日前3か月以内に事業所が所在する市町村で発行されたもの。写し可。なお、提案者の事業所所在地が特別区の場合は、キおよびクの提出をもって、参加資格を満たすものとする。

・秋田市に課税されている場合は、「市税に未納がない証明書」を発行窓口（秋田市財政部市民税課）から取得すること。当該書類取得に当たり不明な点は、発行窓口へ問い合わせること。

※チームで応募する場合、上記ウからケについては、全ての構成員分を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時

(3) 提 出 先

秋田市福祉保健部福祉総務課市立病院法人担当（秋田市本庁舎2階）

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

持参（ただし行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

持参の場合は、事前に本市に電話し、提出日および提出時間について調整すること。郵送の場合は、必ず電話にて受領を確認すること。

10 提案書等の提出

「(別添1)【業務提案書等作成要領】」に基づき、次のとおり提出すること。

なお、様式に定められた箇所を除き、社名や商標など応募者を特定できるものを表示しないこと。

(1) 提出書類

次のアからオまでを順に並べ、フラットファイル等に左綴じすること。

全体の目次をつけるとともに、「イ 企画提案書（様式8）」の「(1) 監査方針」を1ページ目とし、各ページに通し番号を振ること。様式7に記載の提出書類の番号と名称（例えば「1 企画提案書」）を各様式の1ページ目にインデックスで貼り付けること。また、フラットファイル等の表紙および背表紙に「市立秋田総合病院会計監査業務に係る提案書等」を記入すること。

ア 提案書【表紙】（様式7）

イ 企画提案書（様式8）

ウ 監査責任者の概要（様式9）

エ 監査補助者の業務従事歴（様式10）

オ 見積書（様式11）、内訳書（様式自由）

(2) 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時

(3) 提出先

「9 参加表明書等の提出 (3)」に同じ

(4) 提出部数

正本1部、副本7部および電子データ（PDF形式）を保存したCD-RまたはDVD-R1部。

※「(1) 提出書類 オ 見積書（様式11）、内訳書（様式自由）」については、正本にのみ添付し、副本および電子データへの添付は不要とする。

(5) 提出方法

「9 参加表明書等の提出 (5)」に同じ

11 プレゼンテーションの実施

提案に対する説明を受けるため、提案書等の内容に関するプレゼンテーションおよび質疑応答を次のとおり実施する。

(1) 実施日時

令和8年7月上旬

(2) 場所

秋田市役所 ※実施日時および参集場所は、提案書等提出者選定通知と併せて通知する。

(3) 時間

各応募者30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）

(4) その他

ア プレゼンテーションへの出席は、各応募者3名までとし、必ず従事予定者が出席すること。

イ 会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につける等、応募者が特定できる行為は控えること。

ウ 「(別添3)【評価項目および配点】」に示す評価の視点に留意してプレゼンテーションを実施すること。

エ プレゼンテーションは提出された提案書のみを使用して行い、当該提案書の内容を逸脱しないこと。新たな資料の使用は認めない。

12 審査・選定方法

「地方独立行政法人市立秋田総合病院会計監査業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、「(別添3)【評価項目および配点】」に示す項目、評価の視点および配点等に基づいた提案内容の評価・審査を行い、合計得点が満点の60%以上の提案者の中で、合計得点の高い順に優先交渉権者および次点者を選定する。

ただし、合計点数が基準点（60%）を下回った場合は、審査委員の協議により受託候補者を選定することとし、応募者が1者の場合も同様とする。

同点の者がいる場合は、審査委員会で協議のうえ、順位を決定する。

13 審査結果

(1) 選定結果の通知と公表

各提案者に係る選定結果（評価点数と順位）は、プレゼンテーション実施後1週間を目途に書面で通知する。また、優先交渉権者以外の名称を除いたうえで、各提案者の評価点数を秋田市公式ホームページで公表する。

(2) 非選定理由の説明

優先交渉権者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（ただし休日を除く。）に、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。

ア 提出様式

様式自由。ただしA4判とする。

イ 提出先

「9 参加表明書等の提出 (3)」に同じ

ウ 提出方法

「9 参加表明書等の提出 (5)」に同じ

(3) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（ただし休日を除く。）に、書面（電子メール）により通知する。

14 応募者が1者又はない場合

(1) 応募者が1者以上であれば、本プロポーザルは実施する。

(2) 応募者がいない場合、本プロポーザルは取りやめとする。再公募等については、審査委員会において検討を行う。

15 会計監査人の選任と契約の締結

審査の結果優先交渉権者となった者について、法第36条の規定に基づき、法人の会計監査人に選任する。選任された会計監査人は、本実施要領に記載された条件等を基本とし、本実施要領に定めのない事項について法人と協議の上、速やかに監査契約を締結するものとする。

ただし、令和7年度の貸借対照表の負債の部に計上される金額の合計が令第7条第1項第2号に規定する金額以上とならない場合は、契約を締結しない場合がある。

また、法人と監査契約を締結するまでの間に、優先交渉権者が本実施要領「5 応募資格要件」を満たさなくなった場合や、事故等の特別な理由により、監査契約の締結に至らなかった場合は、次点者を会計監査人として選任する。

16 失格事由

次のいずれかに該当するものは失格とする。チームでの応募の場合、全ての構成員を対象とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした者

(2) 審査委員会の委員に、直接、間接を問わず故意に接触を求め、又は行った者

(3) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った者

(4) 選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した者

(5) 提案書等の提出期限に遅れた者

(6) 提案見積金額が提案限度額を上回る場合

(7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者

17 応募の辞退

参加表明書の提出以降に、本プロポーザルへの応募を辞退する場合は、次のとおり応募辞退届を提出する。

- (1) 提出書類
 応募辞退届（様式12）
- (2) 提出先
 「9 参加表明書等の提出（3）」に同じ
- (3) 提出方法
 「9 参加表明書等の提出（5）」に同じ

18 その他

- (1) 応募および提案に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は応募者に返却しない。
- (3) 提出された書類の差し替えは認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (5) 提出された書類は、本提案以外の目的で応募者に無断で使用しない。
- (6) 審査に必要な書類等の追加提出を求めることがある。
- (7) 同じ応募者が複数の提案を行うことはできない。
- (8) 本提案に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるところによるものとする。
- (9) 本市が配布および公表する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (10) 天災地変等の不可抗力による場合又は本プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、既に公表もしくは通知した事項を変更し、本プロポーザルを延期もしくは中止することがある。
 なお、この場合において、応募者は、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

19 担当部署

秋田市福祉保健部福祉総務課市立病院法人担当（秋田市本庁舎2階）

〒010-8560 秋田市山王1丁目1番1号

電話：018-888-5657

メール：ro-wfmn@city.akita.lg.jp